

鳥羽市経済応援支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3年8月、9月の月の売上が前年又は前々年と比較して30%以上50%未満減少している中小企業・小規模企業者（個人事業者含む。）等のうち三重県地域経済応援支援金等を支給している事業者に対して支援金の支給を行う。

1.対象事業者

次の全てを満たす事業者を対象とします。

- ①鳥羽市内で事業を行っていること（主たる事業であること）
- ②三重県地域経済応援支援金又は三重県酒類販売事業者等支援金の支給・申請中であること

※副業で事業を行っている場合は対象外

2.主な支給要件

令和3年8月及び9月のそれぞれの売上が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満の減少があること

※本支援金の申請対象月に、国の月次支援金、県の時短要請協力金の支給を受けているときは支給対象外とします。

※売上対比の方法について国の月次支援金に準じる

3.支給金額

令和3年8月及び9月、それぞれの月において、1事業者あたり、以下の額を上限に支給します。

中小企業	1事業者あたり	(上限) 10万円/月
個人事業主	1事業者あたり	(上限) 5万円/月

4.申請受付

令和3年10月中旬（予定）

5.必要書類

令和3年10月上旬に発表される三重県地域経済応援支援金の必要書類に準ずる

問い合わせ先:鳥羽市農水商工課(25-1156)